

東久留米市障害者施策に関する アンケート調査について

日頃は、本市の福祉行政につきまして、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では現在、制度改正や社会情勢等の変化を踏まえ、全ての市民が、障害や病気の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できるまちを目指して、令和3年度を初年度とする「東久留米市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に向けた取り組みを進めています。

そのため、市民の皆さまの福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することといたしました。

この調査票の送付対象者は、本市にお住まいの18歳以上64歳以下の方から無作為に抽出させていただきました。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をお汲み取りいただき、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

令和2年6月

市長 並木克巳

※ なお、お答えいただいた内容は、プライバシーの保護に万全を期すとともに、アンケート結果の集計以外には使用いたしません。

●記入について

- ・ 事情によりご本人が記入できない場合は、ご家族の方などがご本人の立場に立ってご記入ください。

- ・ 回答は、あてはまる番号を「○」で囲んでください。

●調査票の返信について

- ・ ご記入された調査票は、同封の返信用封筒に入れ、令和2年7月14日（火）までに投函してください。

お問い合わせ先

東久留米市 障害福祉課 TEL：042-470-7747

FAX：042-475-8181

問5 あなたは、誰と一緒に生活していますか。（あてはまるものすべてに○）

1 配偶者（妻・夫）	2 子ども
3 子どもの配偶者	4 父
5 母	6 祖父母
7 兄弟・姉妹	8 その他の親族
9 友人など家族以外の人	10 寮や施設の職員・仲間
11 ひとり暮らし	12 その他（ ）

問6 あなたは、普段近所の方とどの程度つきあいをしていますか。（○は1つ）

1 家を行き来するつきあい	2 立ち話をする程度のつきあい
3 あいさつをする程度のつきあい	4 ほとんどつきあいはない

問7 あなたは、障害福祉に関心がありますか。（○は1つ）

1 ある	2 少しある	3 ない
------	--------	------

問8 あなたの身近に障害や難病等のある人がいますか。（あてはまるものすべてに○）

1 自分自身がそうである	2 身近な人がそうである	3 いない
--------------	--------------	-------

問9 あなたは、障害や難病等のある人と交流がありますか。（あてはまるものすべてに○）

1 家族等身近な親族にいる	2 学校や職場の同僚として交流がある
3 知人・友人として交流がある	4 地域行事などの活動で交流がある
5 ボランティア活動で交流がある	6 交流する機会がほとんどない
7 その他（ ）	

障害への理解について

問10 普段の生活の中で、困っている障害者（児）に対し「あなたが出来る支援」は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 乗り物で席を譲る
- 2 階段の昇降や道路の横断、電車・バス乗降に手を貸す
- 3 様子を見に行ったり、声かけをする
- 4 荷物を持つ
- 5 車椅子を押したり持ち上げるのを手伝う
- 6 災害や急病などの緊急時の通報
- 7 安否確認の声かけ
- 8 訪問したり話し相手になる
- 9 手話や筆談で話す
- 10 車で送迎するなど、外出の手助けをする
- 11 食事を作ったり、掃除や洗濯を手伝う
- 12 買い物を代わりにする
- 13 特にできないことがない
- 14 その他（

問 11 お住まいの地域及び職場で、障害者（児）への理解が 10 年前に比べて深まっていると思いますか。（○は 1 つ）

- 1 思う 2 思わない 3 わからない

問 12 あなたは、ヘルプカード、ヘルプマークを知っていますか。（それぞれに○は1つ）

①ヘルプカード	1 内容まで知っていた	2 名前を聞いたことがある	3 知らなかった
②ヘルプマーク	1 内容まで知っていた	2 名前を聞いたことがある	3 知らなかった

ヘルプカード・ヘルプマーク

市では、障害のある方や難病に罹患している方が、日常で困った際に、また災害時や緊急時に、周囲の人に支援や配慮をお願いしやすくするため、ヘルプカードを作成しました。ヘルプマークは平成 24 年に東京都が作成したもので、平成 29 年に JIS Z8210（案内用図記号）が改正され、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる全国共通のマークとなっています。



ヘルプマーク

問 13 「障害者虐待防止法」により、家庭、職場及び障害者施設において障害者（児）の虐待を発見した市民には、通報義務があることを知っていましたか。（○は1つ）

1 知っていた

2 知らなかった

問 14 あなたは、「障害者差別解消法」について知っていましたか。（○は1つ）

1 内容まで知っていた

2 名前を聞いたことがある

3 知らなかった

障害者虐待防止法（障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障害者の自立や社会参加にとって大きなさまたげとなります。障害者への虐待の防止や養護者に対する支援に取り組むため、平成 24 年 10 月に施行されました。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、平成 25 年 6 月に公布され、同 28 年 4 月から施行されました。

問 15 障害者（児）に対する差別・偏見があると思いますか。（○は1つ）

1 ある

2 ない

問 15 で「1 ある」を選んだ人におたずねします。

問 15－1 障害者（児）に対する差別・偏見、または理解のなさはどのようなところにあると思いますか。具体的な内容もご記入ください。（あてはまるものすべてに○）

1 仕事

2 建物の構造

3 地域の人との接し方や態度

4 収入

5 交通機関

6 教育の機会

7 お店等の店員の対応や態度

8 行政職員の対応や態度

9 保育所や学校の対応

10 その他

具体的に：

問 16 あなたは、障害のある人もない人も共に住み慣れた地域で生活できるように地域の理解を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

- 1 地域行事への障害者（児）の参加を促進するなど、地域住民等との交流の場を増やす
- 2 学校でのインクルーシブ教育※や障害に関する教育の推進
- 3 障害についての正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催
- 4 障害者作品展や障害者（児）と交流するイベントの開催
- 5 障害者（児）の生活や障害についての正しい知識等を伝えるリーフレットの発行
- 6 障害者の一般企業への就労の促進
- 7 特にない
- 8 その他（ ）

※障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指すこと

問 17 あなたは、障害のある人の介助（支援）をしたことがありますか。（○は1つ）
「ある」と回答した方は、支援した内容を枠内にご記入ください。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

具体的に：

問 18 災害時、身近な人や地域に向けて「あなたが出来る支援」は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 安否確認・声かけ | 2 家族への連絡 |
| 3 安全な場所への避難誘導 | 4 応急手当 |
| 5 情報提供 | 6 相談・話し相手 |
| 7 協力（支援）は困難 | 8 わからない |
| 9 その他（ ） | |

東久留米市の障害福祉施策について

問 19 障害福祉に関する情報は、主にどこから得ていますか。（○は3つまで）

1 今は必要がないので、得ていない	2 市や社会福祉協議会等の広報紙
3 声の広報	4 テレビやラジオ
5 新聞・雑誌	6 インターネット、SNS
7 障害者団体	8 民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員
9 ホームヘルパー	10 家族・親戚
11 友人・知人	12 医療機関
13 市や都の窓口	14 障害者の福祉施設
15 情報は得られていない	16 その他()

問 20 次の障害者（児）に関する市の相談窓口を知っていますか。また、それらを利用したことはありますか。（①～⑩までそれぞれに○は1つ）

	知っており、 利用したことがある	知っていたが、利用したことはない	知らない
①さいわい福祉センター	1	2	3
②地域生活支援センターめくるくまーる	1	2	3
③障害者就労支援室「さいわい」「あおぞら」	1	2	3
④市役所内ワークコーナー（ハローワーク窓口）	1	2	3
⑤障害者虐待防止センター（市障害福祉課）	1	2	3
⑥社会福祉協議会	1	2	3
⑦児童発達支援センターわかくさ学園発達相談室（児童）	1	2	3
⑧教育センター（児童）	1	2	3
⑨滝山教育相談室（児童）	1	2	3
⑩当事者団体等によるピアカウンセリング等	1	2	3

問 21 今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う障害福祉施策は何ですか。（○は3つまで）

1 児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり	2 特別支援教育のいっそうの充実
3 教育と福祉の連携を強めること	4 障害児の放課後や余暇活動の充実
5 成人期の余暇活動の場づくり	6 障害者（児）への虐待の予防・権利擁護
7 障害者の就労支援の充実	8 障害児保育の充実等による親の就労支援
9 就労系事業所の定員の拡大	10 重度の障害者（児）の日中活動の充実と場所の確保
11 在宅でも医療を受けられる体制づくり	12 グループホーム※の施設整備
13 バリアフリーのまちづくり	14 障害特性に応じた情報提供
15 相談支援体制の強化	16 障害者（児）への理解を深めるための講習やイベント
17 研修等による支援者やボランティアの育成	18 災害時の支援
19 わからない	20 その他（ ）

※主に障害者が日常生活の援助及び食事、入浴、排せつ等における介護を受けながら共同生活を送る住居

東久留米市の障害福祉施策について、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
この調査票を同封の返信用封筒に入れて、
令和2年7月14日（火）までにポストへ入れてください。